

「飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅳ期）」 申請受付期間を延長します！

令和4年5月31日（火）までとしていた申請受付期間を延長します。

■ 申請期間 令和4年5月31日（火）まで → **令和4年6月30日（木）まで**

■ 概要

「対象者」 次のいずれの要件も満たす事業者

- (1) 県内の中小企業基本法に規定する**中小企業者（個人事業主及びみなし大企業を含む）**
- (2) **対象業種は「飲食業・宿泊業・サービス業、製造業（地場産業）など」**
- (3) **令和4年1月、2月又は3月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が平成31年、令和2年又は令和3年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、売上高の比較に使用した年の1月から3月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上の事業者**

「支援金額」 対象店舗等で常時使用する従業員数に応じて次の額を給付

従業員数	売上減少率	
	30%以上 50%未満	50%以上
0人～5人	15万円	30万円
6人～20人	30万円	60万円
21人～50人	45万円	90万円
51人～100人	60万円	120万円
101人～300人	80万円	160万円
301人～	100万円	200万円

※ **和歌山県営業時間短縮要請協力金（第3期）の支給対象となる事業者は原則、本支援金の支給対象外**

※ その他詳細や申請に必要な書類などは申請要領をご参照ください。

問い合わせ先

商工観光労働総務課：和佐・長谷川(2724)
商工振興課：中谷・城下(2745)
企業振興課：西田・阪口(2758)
観光振興課：上野・小西(2777)